

自転車を利用する方へ

自転車は車両です。自転車安全利用五則等の交通ルールを守りましょう！

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

命を守る

ヘルメットはあなたの命を守ります。

自転車利用する時はヘルメットを着用しましょう。



自転車事故でも高額な賠償命令が... 自転車損害賠償保険に加入することが義務化されています。

門司港交番

令和6年5月号

門司警察署

TEL 321-0110

点検商法にご注意ください

訪問販売のトラブルが増加しています

「屋根瓦」や、「給湯器」の無料点検に関する相談が増加しています。

当事者の7割以上が70歳以上で、特に高齢者が狙われています。

電話や訪問で、突然屋根工事や給湯器の無料点検を持ちかけ、点検後、

不安をあおって高額な屋根工事契約や給湯器の交換を迫る手口が多く見られます。

少しでも不安を感じたり、迷ったりしたら、できるだけ早く警察や最寄りの消費生活センターに相談してください。

令和6年3月1日

～同年3月31日

交通事故発生数

物件事故 43件

人身事故 9件

刑法犯事件発生数

窃盗 6件

詐欺 2件

器物損壊 1件

暴行 1件

皆さんの家や事務所を訪問し、**二セ電話詐欺などの犯罪の予防や災害事故の防止等**について防犯指導を行ったり、ご意見・ご要望を聞くために警察官が**巡回連絡**を行っておりますので、ご協力をお願いします。